

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	①食料品の物価高騰に対する特別加算	物価高騰対応消費喚起事業(きらベイ進呈事業)	①物価高騰の影響により家計の負担が増大している町民に対し、地域ポイントを進呈し、購買力を補完することにより、町民生活の支援と町内経済の消費促進を図る。過去の類似事業において、ポイント利用の約9割が食料品小売店となっており、生活者の食料品等の支援に効果的な取組である。 ②補助金(付与する地域ポイント、通知送料、チラシ作成、システム手数料など) ③対象町民5,100人×10,000P/人(1P=1円)、事務的経費368千円(通知送料(本人確認令)、児童生徒育成、子育て世帯に対して学校給食費相当分の支援により、物価高騰の影響を受ける子育て世帯の経済的負担の軽減を図り、子育て支援を拡充する。 ④令和7年4月から令和8年3月までの学校給食費相当額 小学校 ~ 児童数275人×49,000円=13,475,000円 中学校1・2年 ~ 生徒数116人×61,000円=7,076,000円 中学校3年 ~ 生徒数39人×57,950円=2,260,050円	R7.12	R8.3
2	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	子育て世帯学校給食費相当支援事業	①固定の消費額が大きく、物価高騰の影響の強く受ける子育て世帯に対し、町内限定の地域ポイントを子どもの数に応じて付与し、生活支援と地域消費の拡大を図る ②補助金(付与する地域ポイント、通知送料、チラシ作成、システム手数料など) ③対象の子ども670人×10,000P/人(1P=1円)、事務的経費300千円(通知送料、チラシ作成、システム手数料など) ④基準日で中学生以下の子どもがいる世帯(母子手帳を発行された場合も対象)	R7.4	R8.3
3	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	物価高騰対応子育て世帯支援事業(こどもポイント)(R6補正分)	①固定の消費額が大きく、物価高騰の影響の強く受ける子育て世帯に対し、町内限定の地域ポイントを子どもの数に応じて付与し、生活支援と地域消費の拡大を図る ②補助金(付与する地域ポイント、通知送料、チラシ作成、システム手数料など) ③対象の子ども670人×10,000P/人(1P=1円)、事務的経費300千円(通知送料、チラシ作成、システム手数料など) ④基準日で中学生以下の子どもがいる世帯(母子手帳を発行された場合も対象)	R7.4	R8.3
4	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	物価高騰対応子育て世帯支援事業(こどもポイント)(R7予備費分)	①固定の消費額が大きく、物価高騰の影響の強く受ける子育て世帯に対し、町内限定の地域ポイントを子どもの数に応じて付与し、生活支援と地域消費の拡大を図る ②補助金(付与する地域ポイント、通知送料、チラシ作成、システム手数料など) ③対象の子ども670人×7,000P/人(1P=1円)、事務的経費30千円(通知送料、チラシ作成、システム手数料など) ④基準日で中学生以下の子どもがいる世帯(母子手帳を発行された場合も対象)	R7.4	R8.3
5	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	自給飼料生産拡大緊急対策補助金	①穀物の需要増加、輸送経費の高騰などによる飼料価格高騰により、経営に影響を受けている畜産業者の支援を行う ②補助金(集約草地貸付料、集約草地入牧料、集約草地牧草ロール購入費) ③貸付料326,480円、入牧料1,359,720円、牧草ロール購入費308,000円 ④町内において畜産業を営む者	R7.4	R8.3
6	④消費下支え等を通じた生活者支援	農業事業者水道料減免	①水道料金改定により農業事業者の水道料金(超過料金)が大幅に増額されるため、物価高騰などにより経営に影響を受けている農業事業者に対し減免支援を行う。経営支援による可処分所得向上を図り、個人経営の多い農業事業者の生活支援を図る。 ②水道料金(超過料金減免分) ③超過料金150円/m <sup>3</sup> を120円/m <sup>3</sup> に減免(30円/m <sup>3</sup> 減額) 減免額30円×超過水量47,000m <sup>3</sup> ④水道料金改定時に営農用水道契約をしていた農業事業者、公共施設は対象外	R7.4	R8.3